

鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例の廃止について

鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例の廃止理由

ラブホテルの新規営業を禁じる法令がなかったため、建築規制条例を制定しましたが、その後、風営法及び旅館業法による規制が強化され、現在は、条例がなくとも、市内にラブホテルが新規営業されるおそれなくなりました。

(1) ラブホテルが新たに営業されることはありません。

風営法及び旅館業法では、市内全域において、条例よりも多様な形態のラブホテルの新規営業を禁じています。このことにより、市内は無論、本条例と同様のラブホテル条例等を有しない県内他市においても、近年、ラブホテルは建築されていません。また、旅館業法では、すべてのホテル等について、外観の意匠等が奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとするなど規制しています。

(2) いずれ市内からラブホテルがなくなります。

風営法の取扱いにより、既存のラブホテルは、いずれ除却又は一般ホテルへ転換され、市内からラブホテルがなくなります。

(3) 構造等による規制は逆効果が生じます。

規制を受ける必要のない一般ホテルに過剰な施設・設備投資等を課し、差別化や効率化を阻害するため、一般ホテルの建設意欲を減退させる要因となりかねません。

条例廃止後の対応

条例廃止後の経過を監視するため、新たに指導要綱を制定し、引き続き、旅館等の事業計画を把握し、標識や説明会等による事業計画の事前公表を促します。

旅館業法を所管する鈴鹿保健所、風営法を所管する鈴鹿警察署との連携のもと、必要に応じて、指導を行うことができるようにします。

地域住民がすべてのホテル等を含む多様な建築物の建築規制を望む場合、用途地域の変更等による面的規制を検討します。

(参考)経過及び今後の予定

S57. 7～S58.12	ラブホテルの新規営業相次ぐ	
S58.10. 3	市条例公布	
S58.11. 1	市条例施行	※住居系地域等でラブホテルの建築禁止
S60. 2.13	風営法・旅館業法の規制強化	※市内全域でラブホテルの営業禁止
H 4. 4.20	市条例改正（罰金引き上げ）	
H 8. 5.16	市条例改正（建築を禁止する用途地域の名称を変更）	
H23. 1. 1	風営法による規制強化	※営業禁止の対象拡大
H30. 4. 1	市条例の廃止，新指導要綱の施行	